

越前がにミュージアムマーケット棟

指定管理者基本協定書

(素案)

越 前 町

目 次

第1章 総 則	1
第1条 (本協定の目的)	1
第2条 (指定管理者の指定の意義)	1
第3条 (公共性および民間事業の趣旨の尊重)	1
第4条 (信義誠実の原則)	1
第5条 (用語の定義)	1
第6条 (管理物件)	1
第7条 (指定期間)	2
第2章 本業務の範囲と実施条件	2
第8条 (本業務の範囲)	2
第9条 (甲が行う業務の範囲)	2
第10条 (業務実施条件)	2
第11条 (仕様書等の変更)	2
第12条 (業務範囲および業務実施条件の変更)	2
第3章 本業務の実施	3
第13条 (本業務の実施)	3
第14条 (開業準備)	3
第15条 (第三者による実施)	3
第16条 (管理物件の修繕等)	3
第17条 (緊急時の対応)	3
第18条 (情報管理)	4
第4章 備品等の取扱い	4
第19条 (甲による備品等の貸与)	4
第20条 (乙による備品等の購入等)	4
第5章 業務実施にかかる甲の確認事項	4
第21条 (事業計画書)	4
第22条 (事業報告書)	5
第23条 (甲による業務実施状況の確認)	5
第24条 (甲による業務の改善勧告)	5
第6章 指定管理料および販売料金	5
第25条 (指定管理料)	5
第26条 (指定管理料の変更)	5
第27条 (販売料金収入の取扱い)	6
第28条 (販売料金の決定)	6
第7章 損害賠償および不可抗力	6
第29条 (損害賠償等)	6

第30条	(第三者への賠償)	6
第31条	(保 険)	6
第32条	(不可抗力発生時の対応)	7
第33条	(不可抗力によって発生した費用等の負担)	7
第34条	(不可抗力による一部の業務実施の免除)	7
第 8 章	指定期間の満了	7
第35条	(業務の引継ぎ等)	7
第36条	(原状復帰義務)	7
第37条	(備品等の取扱い)	7
第 9 章	指定期間満了以前の指定の取り消し等	8
第38条	(乙の構成員の変更)	8
第39条	(甲による指定の取り消し)	8
第40条	(乙による指定の取り消しの申し出)	8
第41条	(不可抗力による指定の取り消し)	8
第42条	(指定期間終了時の取扱い)	9
第 10 章	その他	9
第43条	(権利・義務の譲渡の禁止)	9
第44条	(運営協議会の設置)	9
第45条	(本業務の範囲外の業務)	9
第46条	(本業務の実施にかかる指定管理者の口座)	9
第47条	(請求、通知等の様式その他)	9
第48条	(協定の変更)	9
第49条	(解 釈)	10
第50条	(疑義についての協議)	10
第51条	(裁判管轄)	10
別紙 1	用語の定義	11
別紙 2	管理物件	12
	越前がにミュージアムマーケット棟指定管理者業務仕様書	13

越前がにミュージアムマーケット棟の管理に関する基本協定書

越前町（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、次のとおり、越前がにミュージアムマーケット棟（以下「本施設」という。）の管理にかかる基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

第1章 総 則

（本協定の目的）

- 第1条 本協定は、越前町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年越前町条例第60号。以下「指定手續等条例」という。）第7条の規定に基づき、甲と乙が相互に協力し、本施設を適正かつ円滑に管理するために必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 甲乙双方は越前町議会での本施設の指定管理者の指定議案の可決の議決を停止条件として、この協定を締結する。なお、指定議案の可決の議決が得られない場合には、この協定は無効とする。

（指定管理者の指定の意義）

- 第2条 甲および乙は、本施設の管理に関して甲が指定管理者の指定を行うことの意義は、民間事業者たる乙の能力を活用しつつ、地域住民等に対するサービスの効果および効率を向上させ、もって地域の福祉の一層の増進を図ることにあることを確認する。

（公共性および民間事業の趣旨の尊重）

- 第3条 乙は、本施設の設置目的、指定管理者の指定の意義、および施設管理者が行う管理業務（以下「本業務」という。）の実施にあたって求められる公共性を十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。
- 2 甲は、本業務が利益の創出を基本とする民間事業者等によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

（信義誠実の原則）

- 第4条 甲および乙は、互いに協力し信義を重んじ、対等な関係に立って本協定を誠実に履行しなければならない。

（用語の定義）

- 第5条 本協定で用いる用語の定義は、別紙1のとおりとする。

（管理物件）

- 第6条 本業務の対象となる物件（以下「管理物件」という。）は、本施設と管理物品からなる。本施設および管理物品の内容は、別紙2のとおりとする。
- 2 乙は、善良なる管理者の注意を持って管理物件を管理するとともに、常に良好な状態に保たなければならない。

(指定期間)

第7条 乙が管理する指定期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日とする。

2 本業務にかかる会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第2章 本業務の範囲と実施条件

(本業務の範囲)

第8条 越前がにミュージアム条例（平成17年越前町条例第129号。以下「条例」という。）第4条に規定する本業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 農林水産物の販売、休憩および食事施設の提供等その他目的達成に必要なに関する業務
- (2) 本施設の施設、設備および備品の維持管理に関する業務
- (3) 本施設の利用の許可、取消しその他施設の運営に関する業務
- (4) 販売料金の収受に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、甲または乙が必要と認める業務

2 前項各号に掲げる業務の細目は、仕様書に定めるとおりとする。

(甲が行う業務の範囲)

第9条 次の業務については、甲が自らの責任と費用において実施するものとする。

- (1) 不服申立てに対する決定
- (2) 本施設の目的外使用許可
- (3) 本施設の修繕業務（詳細については第16条第1項を参照のこと）

(業務実施条件)

第10条 乙が本業務を実施するにあたって満たさなければならない条件は、仕様書に示すとおりである。

(仕様書等の変更)

第11条 甲および乙は、本協定締結後に仕様書等の変更の必要が生じたときは、双方による協議を開催するものとし、双方が合意した場合は、仕様書等を変更することができる。

(業務範囲および業務実施条件の変更)

第12条 甲または乙は、必要と認める場合は、相手方に対する通知をもって第8条で定めた本業務の範囲および第10条で定めた業務実施条件の変更を求めることができる。

2 甲または乙は、前項の通知を受けた場合は、協議に応じなければならない。

3 業務範囲または業務実施条件の変更およびそれに伴う指定管理料の変更等については、前項の協議において決定するものとする。

第3章 本業務の実施

(本業務の実施)

- 第13条 乙は、本協定、年度協定、条例、および関係法令等のほか、募集要項等および事業計画書に従って本業務を実施するものとする。
- 2 本協定、募集要項等および事業計画書の間には矛盾または齟齬がある場合は、本協定、募集要項等、事業計画書の順にその解釈が優先するものとする。
 - 3 前項の規定にかかわらず、事業計画書にて仕様書を上回る水準が提案されている場合は、事業計画書に示された水準によるものとする。

(開業準備)

- 第14条 乙は、指定管理開始日に先立ち、本業務の実施に必要な資格者および人材を確保し、必要な研修等を行わなければならない。
- 2 乙は、必要と認める場合には、指定管理開始日に先立ち、甲に対して本施設の視察を申し出ることができるものとする。
 - 3 甲は、乙から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(第三者による実施)

- 第15条 乙は、本業務を行うにあたり、本業務の全部または一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を受けた場合は、本業務の一部を第三者に委託し、または請け負わせることができる。
- 2 前項の承認を受けて、乙が本業務の一部を第三者に委託し、または請け負わせる場合は、すべて乙の責任および費用において行うものとし、本業務に関して乙が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害および増加費用については、すべて乙の責めに帰すべき事由により生じた損害および増加費用とみなして、乙が負担するものとする。

(管理物件の修繕等)

- 第16条 乙は、管理物件の修繕等を行う必要が生じた場合は、事前に甲に申し出るものとする。
- 2 乙は、管理物件の改造、増築、改築、移設、意匠の変更等を行う場合には、甲に協議し承認を得るものとする。
 - 3 管理物件の修繕は、仕様書別表1の負担区分により実施するものとする。

(緊急時の対応)

- 第17条 指定期間中、本業務の実施に関連して事故や災害等の緊急事態が発生した場合、乙は速やかに必要な措置を講じるとともに、甲を含む関係者に対して緊急事態発生旨を通報しなければならない。
- 2 事故等が発生した場合、乙は甲および関係機関と協力して事故等の原因調査に当たるものとする。

(情報管理)

第18条 乙または本業務の全部または一部に従事する者は、本業務の実施によって知り得た秘密および甲の行政事務等で一般に公開されていない事項を外部へ漏らし、または他の目的に使用してはならない。指定期間が満了し、若しくは指定を取り消された後においても同様とする。

2 乙は、越前町情報公開条例（平成17年越前町条例第10号）の規定に準拠し、自己および業務に従事する者が職務上作成し、または取得した文書、図画および電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）の情報公開に関する取扱いについて必要な措置を講じなければならない。

3 乙は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）および越前町個人情報保護条例（平成17年越前町条例第11号）および別表5個人情報取扱特記事項の規定に準拠し、本業務の実施に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失、毀損等の事故の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第4章 備品等の取扱い

(甲による備品等の貸与)

第19条 甲は、別紙2に示す備品等（以下「備品等（Ⅰ種）」という。）を、無償で乙に貸与する。

2 乙は、指定期間中、備品等（Ⅰ種）を常に良好な状態に保つものとする。

3 備品等（Ⅰ種）が経年劣化等により本業務実施の用に供することができなくなった場合、甲は、乙との協議により、必要に応じて自己の費用で当該備品等を購入または調達するものとする。

4 乙は、故意または過失により備品等（Ⅰ種）を毀損または滅失したときは、甲との協議により、必要に応じて甲に対しこれを弁償または自己の費用で当該物と同等の機能および価値を有するものを購入または調達しなければならない。

(乙による備品等の購入等)

第20条 乙は、別紙2に定める備品等（以下「備品等（Ⅱ種）」という。）を、自己の費用により購入または調達し、本業務実施のために供するものとする。

2 備品等（Ⅱ種）が経年劣化等により本業務実施の用に供することができなくなった場合、乙は、自己の費用で当該備品等を購入または調達するものとする。

3 乙は、第1項に定めるもののほか、乙の任意により備品等を購入または調達し、本業務実施のために供することができるものとする。（以下「備品等（Ⅲ種）」という。）

第5章 業務実施にかかる甲の確認事項

(事業計画書)

第21条 乙は、毎年度甲が指定する期日までに事業計画書を提出し、甲の確認を得なければならない。

2 甲および乙は、事業計画書を変更しようとするときは、甲と乙の協議により決定するものとする。

(事業報告書)

第22条 乙は、毎年度終了後、本業務に関し、甲が指定する期日までに次の各号に示す事項を記載した事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 本業務の実施状況に関する事項
- (2) 本施設の利用状況に関する事項
- (3) 料金収入の実績および管理経費等の収支状況に関する事項
- (4) 自主事業の実施状況に関する事項
- (5) その他甲が指示する事項

2 乙は、甲が第39条、第40条および第41条に基づいて年度途中において乙に対する指定管理者の指定を取り消した場合には、指定が取り消された日から30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

3 甲は、必要があると認めるときは、事業報告書の内容またはそれに関連する事項について、乙に対して報告または口頭による説明を求めることができるものとする。

(甲による業務実施状況の確認)

第23条 甲は前条により乙が提出した事業報告書に基づき、乙が行う業務の実施状況および施設の管理状況の確認を行うものとする。

2 甲は、前項における確認のほか、乙による業務実施状況等を確認することを目的として、随時、管理物件へ立ち入ることができる。また、甲は、乙に対して本業務の実施状況や本業務にかかる管理経費等の収支状況等について説明を求めることができる。

3 乙は、甲から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(甲による業務の改善勧告)

第24条 前条による確認の結果、乙による業務実施が仕様書等、甲が示した条件を満たしていない場合は、甲は乙に対して業務の改善を勧告するものとする。

2 乙は、前項に定める改善勧告を受けた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

第6章 指定管理料および利用料金

(指定管理料)

第25条 指定期間中の指定管理料は、毎年度指定管理料(消費税込み)として提案のあった金額の範囲内において、町と協議し、分割で支払うものとします。なお、詳細な支払方法等については、別途「年度協定書」に定めるものとする。

2 年度協定書で定めた指定管理料は、原則として精算による増減は行いません。

(指定管理料の変更)

第26条 甲または乙は、指定期間中に賃金水準および物価水準の変動、並びにその他のやむをえない事由により当初合意された指定管理料が不適当となったと認めるときは、相手方に対して通知をもって指定管理料の変更を申し出ることができるものとする。

2 甲または乙は、前項の申出を受けた場合は、協議に応じなければならない。

3 変更の要否や変更金額等については、前項の協議により決定するものとする。

(販売料金収入の取扱い)

第27条 乙は、本施設にかかる販売料金（以下、販売料金という。）を収受し、これを乙の収入とするものとする。

2 乙は、販売料金による収入については、本施設を遂行するために必要と認められる経費に充当するものとする。

3 乙は、災害その他利用者の責めによらない理由により本施設を利用できない場合を除き、一旦納付された販売料金は、利用者に還付しないものとする。ただし、乙が必要と認める場合は、甲の承認を得て、販売料金を還付することができる。

4 乙は、販売料金の額、支払方法等について、利用者への十分な周知に努めるものとする。

(販売料金の決定)

第28条 販売料金の決定および改定については事前に甲の承諾を受けるものとし、必要に応じて甲と乙の協議を行うものとする。

第7章 損害賠償および不可抗力

(損害賠償等)

第29条 乙は、故意または過失により管理物件を毀損または滅失したときは、それによって生じた損害を甲に賠償しなければならない。ただし、甲が特別の事情があると認めたときは、甲は、その全部または一部を免除することができるものとする。

(第三者への賠償)

第30条 本業務の実施において、乙に帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由または甲乙双方の責めに帰すことができない事由による場合は、その限りではない。

2 甲は、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償した場合、乙に対して、賠償した金額およびその他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

(保 険)

第31条 本業務の実施にあたり、甲が加入する保険は、次のとおりである。

(1) 火災保険

2 本業務の実施にあたり、乙が加入しなければならない保険は、次のとおりである。

(1) 施設賠償責任保険

(2) 第三者賠償保険

(3) その他業務に付随する保険

(不可抗力発生時の対応)

第32条 不可抗力が発生した場合、乙は、不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不可抗力により発生する損害、損失および増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

(不可抗力によって発生した費用等の負担)

第33条 不可抗力の発生に起因して乙に損害、損失や増加費用が発生した場合、乙は、その内容や程度の詳細を記載した書面をもって甲に通知するものとする。

2 甲は、前項の通知を受け取った場合、損害状況の確認を行った上で甲と乙の協議を行い、不可抗力の判定や費用負担等を決定するものとする。

3 不可抗力の発生に起因して乙に損害、損失や増加費用が発生した場合、当該費用については合理性の認められる範囲で甲が負担するものとする。なお、乙が加入した保険によりてん補された金額相当分については、甲の負担に含まないものとする。

4 不可抗力の発生に起因して甲に損害、損失や増加費用が発生した場合、当該費用については甲が負担するものとする。

(不可抗力による一部の業務実施の免除)

第34条 前条第2項に定める協議の結果、不可抗力の発生により本業務の一部の実施ができなくなったと認められた場合、乙は不可抗力により影響を受ける限度において本協定に定める義務を免れるものとする。

第8章 指定期間の満了

(業務の引継ぎ等)

第35条 乙は、本協定の終了に際し、甲または甲が指定するものに対し、本業務の引継ぎ等を行わなければならない。

2 甲は、必要と認める場合には、本協定の終了に先立ち、乙に対して甲または甲が指定するものによる本施設の視察を申し出ることができるものとする。

3 乙は、甲から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(原状回復義務)

第36条 乙は、本協定の終了までに、指定管理開始日を基準として管理物件を原状に回復し、甲に対して管理物件を引き渡さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、甲が認めた場合には、乙は管理物件の原状回復は行わずに、別途甲が定める状態で甲に対して管理物件を引き渡すことができるものとする。

(備品等の取扱い)

第37条 本協定の終了に際し、備品等の取扱いについては、次のとおりとする。

(1) 備品等 (I 種) および備品等 (II 種) については、乙は、甲または甲が指定するものに対して引き継がなければならない。

- (2) 備品等(Ⅲ種)については、原則として乙が自己の責任と費用で撤去、撤収するものとする。ただし、甲と乙の協議において両者が合意した場合、乙は、甲または甲が指定するものに対して引き継ぐことができるものとする。

第9章 指定期間満了以前の指定の取り消し等

(乙の構成員の変更)

第38条 乙は、やむをえない事由によりその構成員を変更しようとする場合、甲に対して構成員の変更を申し出ることができる。

- 2 甲は、前項の申出を受けた場合、乙との協議を経てその処置を決定するものとする。

(甲による指定の取り消し)

第39条 甲は、指定手続等条例第9条の規定により、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、または期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとする。

- (1) 業務に際し不正行為があったとき
- (2) 甲に対し虚偽の報告をし、または正当な理由なく報告等を拒んだとき
- (3) 乙が本協定内容を履行せず、またはこれらに違反したとき
- (4) 自らの責めに帰すべき事由により乙から本協定締結の解除の申出があったとき

2 甲は、前項に基づいて指定の取り消しを行おうとする際には、事前にその旨を乙に通知した上で、次の各号について乙と協議を行わなければならない。

- (1) 指定取り消しの理由
- (2) 指定取り消しの要否
- (3) 乙による改善策の提示と指定取り消しまでの猶予期間の設定
- (4) その他必要な事項

3 第1項の規定により指定を取り消し、または期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、乙に損害、損失や増加費用が生じても、甲はその賠償の責めを負わない。

(乙による指定の取り消しの申し出)

第40条 乙は次の各号のいずれかに該当する場合、甲に対して指定の取り消しを申し出ることができるものとする。

- (1) 甲が本協定内容を履行せず、またはこれらに違反したとき(一方的な仕様変更または指定管理料の減額等、甲より不合理な要求が提示された場合を含む。)
- (2) 甲の責めに帰すべき事由により乙が損害または損失を被ったとき
- (3) その他、乙の責めに帰すべき事由により乙が指定の取り消しを希望するとき

2 甲は、前項の申出を受けた場合、乙との協議を経てその処置を決定するものとする。

(不可抗力による指定の取り消し)

第41条 甲または乙は、不可抗力の発生により、本業務の継続等が困難と判断した場合は、相手方に対して指定取り消しの協議を求めることができるものとする。

- 2 協議の結果、やむを得ないと判断された場合、甲は指定の取り消しを行うものとする。
- 3 前項における取り消しによって乙に発生する損害、損失および増加費用は、合理性が認められる範囲で甲が負担することを原則として甲と乙の協議により決定するものとする。

(指定期間終了時の取扱い)

第42条 第35条から第37条の規定は、第39条から第41条の規定により本協定が終了した場合に、これを準用する。ただし、甲乙が合意した場合はその限りではない。

第10章 その他

(権利・義務の譲渡の禁止)

第43条 乙は、本協定によって生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、または継承させてはならない。

(運営協議会の設置)

第44条 甲と乙は、本業務を円滑に実施するため、情報交換や業務の調整を図る運営協議会を設置する。詳細については、別途作成する設置要綱にて定める。なお、設置要綱の内容については甲と乙の協議により決定するものとする。

- 2 甲と乙は協議の上、前項の運営協議会に、関連する企業、団体、外部有識者、町民等を参加させることができるものとする。

(本業務の範囲外の業務)

第45条 乙は、本施設の設置目的に合致し、かつ本業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができるものとする。

- 2 乙は、自主事業を実施する場合は、甲に対して事業計画書を提出し、事前に甲の承諾を受けなければならない。その際、甲と乙は必要に応じて協議を行うものとする。
- 3 甲と乙は、自主事業を実施するに当たって、別途の自主事業の実施条件等を定めることができるものとする。

(本業務の実施にかかる指定管理者の口座)

第46条 乙は、本業務の実施にかかる支出および収入を適切に管理することを目的として、本業務に固有の銀行口座を開設し、その適切な運用を図るものとする。

(請求、通知等の様式その他)

第47条 本協定に関する甲乙間の請求、通知、申出、報告、承諾および解除は、本協定に特別の定めがある場合を除き、書面により行わなければならない。

(協定の変更)

第48条 本業務に関し、本業務の前提条件や内容が変更したとき、または特別な事情が生じたときは、甲と乙の協議の上、本協定の規定を変更することができるものとする。

(解 釈)

第49条 甲が本協定の規定に基づき書類の受領、通知若しくは立会いを行い、または説明若しくは報告を求めたことをもって、甲が乙の責任において行うべき業務の全部または一部について責任を負担するものと解釈してはならない。

(疑義についての協議)

第50条 本協定の各条項等の解釈について疑義を生じたときまたは本協定に特別の定めのない事項については、甲と乙の協議の上、これを定めるものとする。

(裁判管轄)

第51条 本協定に関して訴訟等が生じたときは、福井地方裁判所を第1審の管轄裁判所とする。

本協定を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和元年〇〇月〇〇日

甲

福井県丹生郡越前町西田中第13号5番地1

越前町長 内 藤 俊 三

乙

(所在地) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇第〇〇号〇〇番地

(名 称) 〇〇〇〇〇〇〇〇

(代表者) 〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇

別紙1 用語の定義

- 1 「仕様書」とは、越前がにミュージアムマーケット棟指定管理者募集要項に示された本業務にかかる仕様書のことをいう。
- 2 「自主事業」とは、管理物件を利用して実施する本協定第8条に規定した本業務以外の業務で、乙が自己の責任と費用において実施する業務のことをいう。
- 3 「事業計画書」とは、本施設の指定管理者の応募にあたり、乙が提出した事業計画書のことをいう。
- 4 「年度協定」とは、本協定に基づき、甲と乙が指定期間中に毎年締結する協定のことをいう。
- 5 「不可抗力」とは、天災（地震、津波、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、土砂崩壊等）、人災（戦争、テロ、暴動等）、法令変更、およびその他甲および乙の責めに帰すことのできない事由をいう。なお、施設利用者数の増減は、不可抗力に含まないものとする。
- 6 「法令」とは、すべての法律、法規、条例および正規の手続きを経て公布された行政機関の規定を言う。
- 7 「募集要項」とは、越前がにミュージアムマーケット棟指定管理者募集要項のことをいう。
- 8 「募集要項等」とは、募集要項本体、募集要項添付資料（仕様書を含む。）、およびそれらにかかる質問回答のことをいう。

別紙2 管理物件

1 本施設

- ・越前がにミュージアムマーケット棟
- ・敷地内の外構および植栽
- ・その他施設

2 管理物品

(1) 備品等 (I種)

種類	数量	備考
仕様書別表3のとおり		

(2) 備品等 (II種)

種類	数量	備考